

地方都市視察報告書

議会運営委員会

1 実施日 平成24年7月20日

2 視察地 兵庫県芦屋市

【市の概要】

(1) 面積 18.57km²

(2) 人口・世帯数（平成24年5月1日現在 登録人口）

○人口 96,562人

○世帯数 40,580世帯

(3) 芦屋市は、昭和15年、全国173番目の市として誕生した。

昭和30年代からは、芦有道路と奥山の開発、下水道事業、区画整備事業、国道43号の開通など都市基盤の整備が進められ、昭和40年代に入ってから着実な人口増加を続け、山麓部から南はほとんど住宅で埋めつくされた。

昭和50年代からは海浜埋立てによる芦屋浜シーサイドタウンの建設、JR芦屋駅周辺の再開発事業などにより、新しい「あしや」の姿が生まれつつあった。

しかし、平成7年1月17日早暁、阪神・淡路地区を襲った直下型大地震が、多くの芦屋市民の生命と財産を奪い、一瞬にしてがれきの町にしてしまった。

震災後は復旧・復興の費用負担、景気低迷による税収入減により、市財政は極端に悪化したが、徹底した行財政改革により危機的状況は回避した。

現在は、「確実な財政健全化に向けた行財政改革の継続」「快適で住み良いまち・芦屋の創造」「子どもたちが心豊かに健やかに成長するための環境整備」の基本方針のもと、「世界一美しく、清潔で安全なまち芦屋」の実現を目指している。

3 視察項目・内容

請願・陳情の取扱いについて

(1) 請願・陳情取扱要綱について

① 設置目的

② 制定の経緯

③ 内容

(2) 継続審査の取扱いについて

- (3) 趣旨採択・一部採択・意見付採択の取扱いについて
- (4) 請願者・陳情者の意見を聴く機会について（口頭陳述・懇談会等）
- (5) 委員会で意見が分かれた場合の取扱いについて
- (6) 陳情審査しない場合の取扱い（議長供覧・委員会送付等）とその基準について

4 視察参加者

【委員】

| | | |
|-----------|------------|----------|
| ひやま真一委員長 | 川村のりあき副委員長 | 中村しんいち委員 |
| 野もとあきとし委員 | 吉住はるお委員 | 志田雄一郎委員 |
| おぐら利彦委員 | のづ たけし委員 | おのけん一郎委員 |
| 近藤なつ子委員 | 有馬としろう委員 | かわの達男委員 |

【委員外議員】

| | |
|--------|----------|
| 宮坂俊文議長 | 赤羽つや子副議長 |
|--------|----------|

【随行】

議会事務局次長 北村仁英・議事主査 井口浩子・議事主査 佐藤勇治

5 視察結果・所感

芦屋市議会の請願・陳情取扱要綱は、議会改革の流れの中で平成16年6月に制定された。

市議会では、平成15年10月から翌年の平成16年5月までの間、議会運営委員会出席者9名（委員6名、オブザーバー1名、正副議長）で構成した議会制度検討会を設置し、地方分権時代に対応した会議規則・委員会条例の制定等について検討した。

その結果、「自治体議会の新しい会議規則・委員会条例」（都市行政問題研究 研究会編）に基づいて、会議規則及び委員会条例を全部改正し、請願・陳情取扱要綱を新規に制定した。

議会改革については、その後も特別委員会及び議会運営委員会で検討され、現在は、平成23年7月に設置された議会改革特別委員会の中で様々な検討を行っているところである。

芦屋市議会では、請願と陳情について、明確な差を設けて処理している。

まず第一に、請願は本会議の議題（上程）とするが、陳情については議会運営委員会で受理件名と送付委員会を報告した後に、直接各委員会に送付する。委員会での審査結果は、本会議で諸般報告される。

次に、継続審査の取扱いであるが、請願は翌年の同月の定例会まで継続審査することができるが、陳情については、閉会中の継続審査を行わないことが規定されている。（要綱第15条第5項）

また、請願者の申し出により、委員会で請願の趣旨説明（口頭陳述）をすることが認められているが、陳情については、規定されていない。

この趣旨説明は、委員会での審査の冒頭に5分間程度口頭陳述することができるが、請願代表者を含め2名まで出席することができる。請願者に対する質疑は、請願趣旨の確認程度にとどめることとなっている。(要綱第9条)

陳情者に対して口頭陳述の機会を設けることについて、現段階では現状どおりということになっている。

以上のように請願は、「市民の直接の声である」として特に重きをおいた取り扱いとなっている。

このほか、芦屋市議会では、陳情審査の結果として「採択」「不採択」の他に「結論を得ず」という結果があること、議長供覧にとどめる陳情で、議長が議会活動の参考資料として配付することが適当と認めたときは、議会運営委員会を通じて全議員に配付すること等、新宿区議会とは違った様々な取扱いがあることが理解でき、各委員からも具体的な運営について多くの質疑があった。

芦屋市議会と当区議会では、これまでのそれぞれの歴史や請願・陳情の取扱い件数等の相違もあり、全く同様に考えることはできないが、請願・陳情取扱要綱、陳情の継続審査期間、請願者の口頭陳述制度等、今回ご教示いただいた内容を参考にさせていただき、新宿区に相応しい請願・陳情の取扱いについて、当委員会として今後、調査・研究を進めていきたい。

6 主な質疑（項目）

- (1) 陳情を閉会中の継続審査としない取扱いとすることの考え方について
- (2) 陳情者に対する審議未了の結果通知について
- (3) 請願・陳情の提出件数と結果について
- (4) 陳情者に口頭陳述の機会を付与することの議論の経過について
- (5) 請願の紹介議員について
- (6) 議長供覧の要件に合致するかどうかの判断について
- (7) 口頭陳述について
- (8) 審査方法について

7 その他

【共同視察者】 なし